

○地方自治法（抄）	P. 2
○福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例	P. 3
○福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則	P. 7
○福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程	P. 9
○福津市情報公開条例	P.12
○福津市指定管理者選定委員会規則	P.18
○福津市附属機関の会議の公開に関する要綱	P.19

○地方自治法（抄）

（昭和22年4月17日 法律第67号）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例

(平成17年6月28日 条例第158号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募しなければならない。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他市長が公募によらない事由があると特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間、申請先その他申請の方法
- (4) 申請に必要な書類
- (5) 第4条第1項の規定により同項に規定する指定管理者を選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (8) 指定管理者に指定しようとする期間(以下「指定期間」という。)
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請団体が前条第2号の資格を有していることを証する書類
- (2) 指定を受けようとする指定施設の指定期間における管理業務の事業計画書及び収支計画書(以下「事業計画書等」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認める申請団体を指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し、市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書等の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 市長、副市長、法180条の5の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員(以下この号において「市長等」という。)又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人(市長等の場合にあつては、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除

く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人でないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること。

2 市長は、第3条の規定による申請がなかった場合又は前項に該当するものがなかった場合においては、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる本市が出資している法人、公共団体又は公共的団体を指定候補者として選定することができる。

3 市長は、第1項の規定により指定候補者を選定するときは、あらかじめ選定委員会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分をし、申請団体のうち指定候補者以外の団体の中から指定候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が議会で議決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定の条件)

第6条 市長は、指定管理者の指定をするとき、指定施設の管理上必要な条件を付すことができる。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、第2条第8号に規定する指定期間の開始前に、市長と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 第3条第2号に規定する事業計画書に記載された事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に記載すべき事項

(4) 指定施設の管理に要する費用に関する事項

(5) 指定管理者の指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6) 指定施設の利用者等に係る個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において第12条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 利用者数及び利用にかかる料金の収入の実績

(3) 管理にかかる経費の収支状況

(4) その他管理業務に関し市長が必要と認める書類

(区分経理)

第9条 指定管理者は、指定施設の管理の業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(業務の休廃止)

第10条 指定管理者は、指定施設の管理の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は臨時に報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長はその賠償の責めを負わない。

3 市長は、第1項の規定による取消し又は停止を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに現状に復さなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第14条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する指定施設の施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(市長による管理)

第15条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難になった場合において必要と認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 市長は、前項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(秘密保持義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員並びにその管理する指定施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律の規定の趣旨にのっとり、個人情報適切に保護されるように配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は管理業務

以外に使用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が退いた後においても、同様とする。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第17条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第16条までの規定(第4条第1項第4号の規定を除く。)中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

○福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(平成17年7月1日 規則第157号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年福津市条例第158号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長は、条例第2条に規定する指定管理者の公募については、福津市役所掲示場への掲示又は広報若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じなければならない。

(指定の申請方法等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)とする。

2 条例第3条に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄付行為、規約等
- (2) 法人の登記簿謄本
- (3) 法人の印鑑証明書
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 法人その他の団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書類
- (6) 法人その他の団体の事業計画書、収支予算書(指定申請書を提出する日の属する事業年度のもの)
- (7) 法人その他の団体の事業報告書、収支決算書又は貸借対照表、損益計算書等(指定申請書を提出する日の属する前事業年度のもの)
- (8) 指定申請書で申請した施設に関する事業計画書(様式第2号)
- (9) 指定申請書で申請した施設に関する収支計画書(様式第3号)及び収支計算書算定内訳書(様式第4号)
- (10) 市税に滞納がない旨の証明書
- (11) 欠格事項に該当しない旨の宣誓書(様式第5号)
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、法人にあっては前項第1号から第12号まで、その他の団体にあっては同項第1号及び第4号から第12号までに規定する書類を指定申請書に添付し、市長に提出しなければならない。

(添付書類の特例)

第4条 条例第3条に規定する申請団体において、前条第2項第9号の要件を満たす収支計画書及び収支計算書算定内訳書を作成した場合は、これをもって様式第3号及び様式第4号に代えることができる。

2 条例第3条に規定する書類の中で、書類を提出できない事由等があると市長が特に認めるときは、これを変更し、又は省略することができる。

(指定の通知)

第5条 市長は、条例第5条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し指定管理者指定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(事業報告書の様式)

第6条 条例第8条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第7号)とし、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(業務の休廃止承認申請の様式等)

第7条 条例第10条の規定により指定管理者が指定施設の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、指定施設業務休止(廃止)承認申請書(様式第8号。以下「承認申請書」という。)を、指定管理者が指定施設の管理の業務を休止又は廃止しようとする日の1月前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、速やかに承認申請書の内容を審査し、指定管理者に指定施設業務休止(廃止)承認(申請棄却)通知書(様式第9号)により通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者に条例第12条第1項に規定する指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じるときは、当該指定管理者に対し指定管理者指定(一部)取消し・停止通知書(様式第10号)により通知しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第10条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条、第3条及び第5条から第9条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

以下、様式第1号から第10号は省略

○福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程

(平成17年9月27日 訓令第43号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年福津市条例第158号。以下「条例」という。)第4条に規定する指定管理者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書の受付)

第2条 市長及び教育委員会(以下「市長等」という。)は、申請団体(条例第3条に規定する申請団体をいう。以下同じ。)から福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年福津市規則第157号。以下「規則」という。)第3条第1項及び第2項に定める指定申請書と書類(以下「指定申請書等」という。)が提出されたときは、指定管理者の指定に係る指定候補者選定調書(別紙1。以下「選定調書」という。)に記載しなければならない。

(一次審査)

第3条 一次審査は、市長等が申請団体及び指定申請書等について次の項目の審査を行い、その結果を選定調書に記載しなければならない。なお、次のいずれかに該当する項目がある場合は、その申請団体を指定管理者候補者に選定することはできない。

- ア 指定申請書等が申請期間を過ぎての申請であった場合
- イ 指定申請書等の記載に不備があった場合
- ウ 申請団体が団体としての適格性に欠ける場合
- エ 申請団体及びその役員等が欠格条項及び失格事項に該当する場合

(二次審査)

第4条 二次審査は、福津市指定管理者選定委員会規則(平成17年福津市規則第156号)に基づき設置される福津市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の委員が、指定管理者選定における審査基準表(別紙2)に基づき採点しなければならない。

- 2 前項の審査基準表中審査項目ごとの加算率は、市長等が、選定対象の施設の性質又は目的に応じて、その配分を定めるものとする。
- 3 市長等は、前項の採点の積を選定調書に記載し、その合計点で順位付けをしなければならない。
- 4 委員会は、前項の結果を基に総合判定を行い、その結果を選定調書に委員会意見を付記して市長等に提出しなければならない。

別紙1(第2条関係)

別紙1(第2条関係)

指定管理者の指定に係る指定候補者選定調査

指定候補者を公募した
公の施設の名称

公募期間
選定期間

一次審査担当課名
一次審査期間
二次審査期間
総合判定日

部
課

受付 番号		申請団体名	一 次 審 査			二 次 審 査										順位	総合判定					
			申請 期間	申請 書類	失格 判定	選定基準 1			選定基準 2			選定基準 3			選定基準 4			選定基準 5		選定基準 合 計		
						(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)		(3)	
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
		総合判定に対する付帯意見																				

別紙2(第4条関係)

別紙2(第4条関係)

指定管理者選定における審査基準表

選定基準	審査項目	配点 (A)	加算率 (B)	加算後 A×B
1 市民の平等な利用が確保されていること。	(1) 利用者の平等な利用の確保・理念・方針	5		
	(2) 利用者に対するサービスの向上	5		
	(3) 地域住民、地域団体、市との連携や協働による事業展開	5		
2 指定施設の効用を最大限に発揮されていること。	(1) 施設の効果的な活用	5		
	(2) 利用者のニーズ把握	5		
3 管理経費の縮減が図られていること。	(1) 管理経費の縮減	5		
4 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	(1) 管理運営に必要な人員配置計画	5		
	(2) 安全管理への対策	5		
	(3) 専門性、熱意、意欲、経営の健全性	5		
	(4) 個人情報の保護	5		
5 市長が指定施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること。	(1) 地元の団体優先	5		
	(2) 施設特有の利用(特色)	5		
	(3) その他	5		

(備考)

- 1 加算後の総得点が100点満点となるよう、加算率を配分すること。
- 2 加算率の配分は、整数とする。

○福津市情報公開条例（抄）

（平成17年1月24日 条例第9号）

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 情報の公開(第5条—第15条)
- 第3章 救済手続及び救済機関等(第16条—第17条の2)
- 第4章 雑則(第18条—第23条)

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市政に対する市民の参加と監視を促進するとともに、市民生活の維持、向上を図り、もって開かれた市政を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、市議会議長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条ただし書の規定により管理者を置かないとした場合にあっては、その権限を行う市長）をいう。
- （2）情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム、及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、その実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。
- （3）情報の公開 情報の閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、情報は原則として公開することとし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめるものとする。

- 2 実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 実施機関は、市民にとって分かりやすく、利用しやすい情報公開制度となるよう、この条例に基づく事務の能率的な運営に努めなければならない。
- 4 実施機関は、この条例の規定による情報の公開を行うほか、情報の提供及び公表を積極的に推進し、市政に関する情報の総合的な公開に努めなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。

第2章 情報の公開

（請求権者等）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、情報の公開を請求することができる。

- 2 何人も、この条例に基づく情報の公開を請求する権利を濫用してはならない。

- 3 実施機関は、前項に規定する情報の公開を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

(公開の請求手続)

第6条 情報の公開を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公開を請求しようとする情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公開の請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、公開の請求があった日から30日以内にその請求を受けた情報を公開するか否かを決定し、請求者に対し、速やかに決定の内容(情報の公開を行う場合は、その日時、場所及び公開の方法を含む。)を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、情報の公開をしないこと(第13条の規定に基づき、情報の一部を公開しないこととする旨の決定を含む。以下「非公開決定」という。)を決定したときは、その理由(その理由がなくなる時期をあらかじめ明示できるときはその理由及び期日)及び審査請求に係る事項を併せて書面で通知しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、同項に規定する期間を30日以内に限りその決定を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由及び決定できる期日を書面で通知しなければならない。

(公開の方法)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、速やかに、請求者に対し、当該情報の公開を行わなければならない。

- 2 実施機関は、公開の請求を受けた情報を直接公開することにより、その情報を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があるときは、その情報の写しにより情報の公開を行うことができる。

(法令秘情報)

第9条 実施機関は、公開の請求にかかわらず、法令の規定により、公開することができないとされている情報については、これを公開してはならない。

(個人情報)

第10条 実施機関は、公開の請求にかかわらず、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)については、これを公開してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の情報は公開するものとする。

- (1) 法令の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報
- (2) 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
- (3) 法令又は条例等の定めるところによる許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- (4) 公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務

員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報

(5) 前号に規定する情報に係る相手方の公的地位又は立場に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

3 実施機関は、公開請求に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第1項の規定により保護される利益がその情報を公開した場合と同様に害されることとなるときは、その情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

(法人情報)

第11条 実施機関は、公開の請求にかかわらず、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、その法人等又はその個人の競争上又は事業運営上その他正当な利益を害すると認められるものについては、これを公開しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の情報は公開するものとする。

(1) 事業活動により人の生命又は身体の安全、健康の保持若しくは財産又は環境保全に影響を及ぼすおそれのある情報であって、公開することが必要と認められるもの

(2) 違法又は不当な事業活動により消費生活その他市民の生活に影響を及ぼすおそれのある情報であって、公開することが必要であると認められるもの

(3) 前2号に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

(行政運営情報)

第12条 実施機関は、公開の請求にかかわらず、行政運営に関する情報であって、次に掲げるものについては、これを公開しないことができる。

(1) 市の内部又は市と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

(2) 市と国等との間における協議、依頼、指示又は委任等に基づいて、市等が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

(3) 市又は国等が行う検査、監査、訴訟及び交渉の方針、入札、試験の問題、職員の身分取扱い、人事その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(4) 公開することにより、人の生命、身体、自由及び財産の保護、犯罪の捜査又は予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(情報の部分公開等)

第13条 実施機関は、公開の請求に係る情報に第9条から前条までの規定により公開できない部分と公開できる部分の情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、公開できない部分を除いてその情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第9条から前条までの規定により公開できない情報であっても、期間の経過により、公開を拒む理由がなくなったときは、その情報の公開をしなければならない。

(第三者保護)

第14条 実施機関は、第7条第1項に規定する決定をする場合において、その決定に係る情報に請求者以外の第三者に関する情報を含む場合には、別に定める手続により、公開請求に対する決定に先立ち、その第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項に係る第三者が、その情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定日と公開実施日との間に少なくとも14日間を確保するとともに、公開決定後直ちに、その第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開実施日を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第15条 情報の公開等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 救済手続及び救済機関等

(審査請求の手続)

第16条 請求者は、第7条第1項の決定又は公開請求に係る不作為について不服があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができる。ただし、審査の請求は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にしなければならない。また、請求をした日の翌日から起算して14日以内又は第7条第3項に規定する延長後の決定期限までに可否いずれかの決定がなかったとき、及び第10条第3項に規定する存否を明らかにしないで請求を拒否されたときも審査請求をすることができる。

2 第7条第1項の決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第16条の2 実施機関は、第7条第1項の決定又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求がされた日の翌日から起算して7日以内に、当該審査請求について、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第2条の規定に基づく福津市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとする場合(第14条第2項に規定する第三者から当該情報の開示について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人又は参加人(行政不服審査法第13条第4項における「参加人」をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 審査会は、第1項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、特別の事情がある場合を除き、その諮問を受けた日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対し、その審査結果を答申しなければならない。

- 5 実施機関は、前項の答申を尊重し、その答申を受けた日の翌日から起算して7日以内に、審査請求について裁決し、理由を付して書面で審査請求人に通知しなければならない。

(審査会の調査権限)

第17条 審査会は、必要があると認めるときは、前条第2項の規定による審査請求の審査を求めた実施機関（以下「審査を求めた実施機関」という。）に対し、公開決定等に係る情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求めることはできない。

- 2 審査会から前項の規定による求めがあったときは、審査を求めた実施機関は、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、審査を求めた実施機関に対し、審査請求のあった公開決定等に係る情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求をしたもの又は実施機関に属する職員その他関係者に対して出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第17条の2 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関（以下「審査請求人等」という。）並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

第4章 雑則

(制度運営に係る諮問)

第18条 市長は、この条例の適正な運営を図るため、審査会に諮問することができる。

(公共的団体の情報公開)

第19条 市が出資し、又は運営費を助成している公共的団体は、その保有する情報について、請求者の必要とする情報の提供に努めるものとする。

- 2 実施機関は、公共的団体が保有する情報であって、実施機関が管理していないものについて、その閲覧又はその写しの交付の申出があったときは、公共的団体に対して当該情報を実施機関に提出するよう求めることができる。
- 3 実施機関は、市が加入している一部事務組合に対して、この条例に基づき、その保有する情報を公開するよう協力を要請することができる。

(指定管理者の情報公開)

第19条の2 市の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(検索資料の作成)

第20条 実施機関は、情報の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

第21条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第22条 この条例は、他の法令又は条例の規定により、情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は情報の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として収集、管理している図書、図画等については、適用しない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

○福津市指定管理者選定委員会規則

(平成17年7月1日 規則第156号)

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年福津市条例第158号)第4条第3項の規定に基づき、福津市公の施設における指定管理者に応募した団体について審議し、市長及び教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する6人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 委員会の委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会の委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、その選出は、委員の互選による。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び福津市個人情報保護法施行条例(令和5年福津市条例第1号)の規定の趣旨にのっとり、個人情報が適切に保護されるように配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 委員会の委員は、公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

○福津市附属機関の会議の公開に関する要綱

(平成17年1月24日 告示第3号)

(趣旨)

第1条 この告示は、福津市における附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 附属機関の会議は、原則として公開する。ただし、当該会議の審議の内容が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合
- (2) 福津市情報公開条例(平成17年福津市条例第9号。以下「条例」という。)第9条から第12条までに規定する非公開とすることができる情報に該当すると認められる事項について、許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理に関する事務等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと附属機関が認める場合

(公開又は非公開の決定)

第3条 附属機関の長は、前条に規定する会議の公開の基準に基づき、次条第1項に規定する会議開催の事前公表前に当該附属機関の会議の公開又は非公開の決定をするものとする。この場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、委員の意見を聴くものとする。ただし、附属機関設置後初めて開催する会議及び委員の改選後初めて開催する会議においては、会議の公開・非公開は市長が決定する。

2 附属機関の長は、会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を市民に明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第4条 附属機関の庶務を所管する課等の長(以下「所管課長」という。)は、当該附属機関の会議の開催の日前7日までに、庁舎の掲示場に会議の開催日時等を記載した会議案内(様式第1号)を掲示し、次の事項を市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催する必要が生じたときは、開催の決定後、速やかに、会議案内を掲示又は掲載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題及び公開又は非公開の別
- (5) 非公開の理由(会議を非公開にする場合に限る。)
- (6) 傍聴を認める者の定員(会議を公開する場合に限る。)
- (7) 問い合わせ先
- (8) 傍聴の申込方法

2 前項の規定にかかわらず、前もって開催日が決定されている場合は、広報紙に添付されるカレンダーに会議の名称及び開催日時を掲載するものとする。

(会議の傍聴等)

第5条 附属機関の会議の公開は、第3条第1項の規定により会議の全部又は一部を公開しない決定をしたときを除き、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において附属機関は、傍聴を認める者の定員を会議の都度、定めるものとする。

- 3 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催日時の15分前までに、所管課長に対し、電話、窓口又は電子メールでの申出により傍聴を申込みものとする。
- 4 傍聴を希望する者が第2項の定員を超えるときは、先着順により傍聴を決するものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができる。
- 5 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。
- 6 附属機関の会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)は、係員の指示に従うとともに、附属機関が定める事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(会議資料の提供)

第6条 附属機関は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を附属機関の構成員と同様に傍聴者に配布するものとする。ただし、会議資料に条例第9条から第12条までに規定する非公開とすることができる情報が記載されているものを除くものとする。

- 2 前項本文の場合において、図面、地図、写真、法令集その他研究用の参考資料である会議資料については、当該会議が終了するまでの間、会議を行う場所に備え置き、傍聴者の閲覧に供するものとする。

(運営状況の報告)

第7条 所管課長は、毎年4月15日までに前会計年度に開催した当該所管する附属機関の会議の公開に関する運営状況を記載した附属機関の会議の公開に関する運営状況報告書(様式第2号)を作成し、総務部総務課長(以下「主管課長」という。)に提出しなければならない。

- 2 主管課長は、前項の規定により報告書が提出されたときは、当該報告書の写しを総務部総務課に備え置き、提出を受けた日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供するとともに、会議の公開に関する運営状況の概要を市の広報に掲載するものとする。

(会議録の作成)

第8条 所管課長は、附属機関の会議が終了したときは、附属機関があらかじめ決定した会議録の作成方法に基づき、2週間以内に会議録を作成しなければならない。ただし、会議の内容や量その他の理由により2週間以内に会議録が作成できないと所管課長が判断した時は、2週間を限度に延長することができる。

(会議録)

第9条 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席委員(者)氏名
- (5) 欠席委員(者)氏名
- (6) 所管課職員職氏名
- (7) 会議議題及び会議の公開又は非公開の別
- (8) 非公開の理由(会議を非公開にした場合に限る。)
- (9) 傍聴者の数(会議を公開した場合に限る。)
- (10) 会議資料の名称
- (11) 会議録の作成方法(原則、要点筆記とする。)
- (12) 審議内容

(13) その他必要と認めた事項

- 2 所管課長は、前条に規定する附属機関の会議の会議録を作成するときは、当該附属機関の長が指定した者により会議録の確認を得るものとする。
- 3 所管課長は、会議資料があるときは、当該会議資料を会議録に添付するものとする。ただし、当該会議資料が図面、地図、写真、法令集その他研究用の参考資料であるときは、この限りでない。

(会議録等の写しの閲覧)

第10条 所管課長は、会議録を作成したときは、直ちに当該会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)の写しを作成し、情報コーナーに備置き閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の規定に基づく閲覧及び掲載の期間は、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 3 所管課長は、会議録等の一部に条例第9条から第12条までに規定する非公開情報と認める情報が記録されている場合は、当該非公開情報に係る部分を除いて、会議録等の写しを作成するものとする。

以下、様式第1号から第2号は省略